

# 番号制度をめぐる論点

『社会保障・税番号大綱』(2011年6月)を踏まえて

一橋大学

国際・公共政策大学院

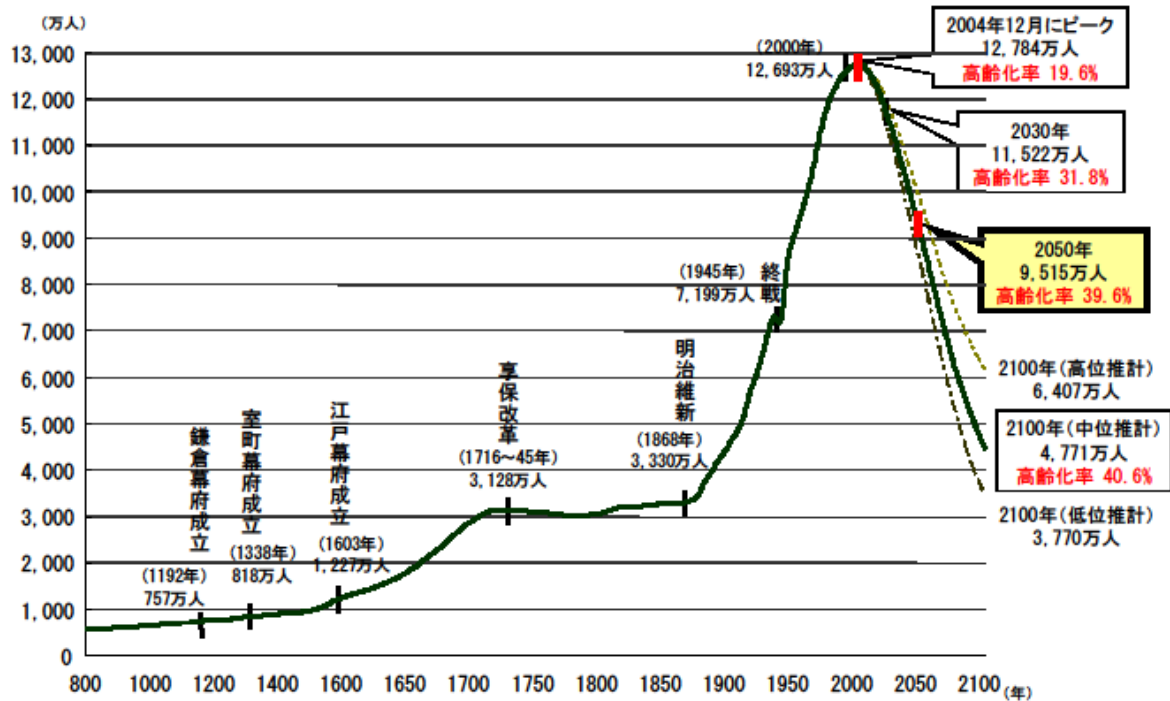
渡辺智之

# 問題の背景(1):人口減少

資料出典:国土交通省「国土の長期展望」中間とりまとめ

【図 I-1】我が国の人口は長期的には急減する局面に

○日本の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



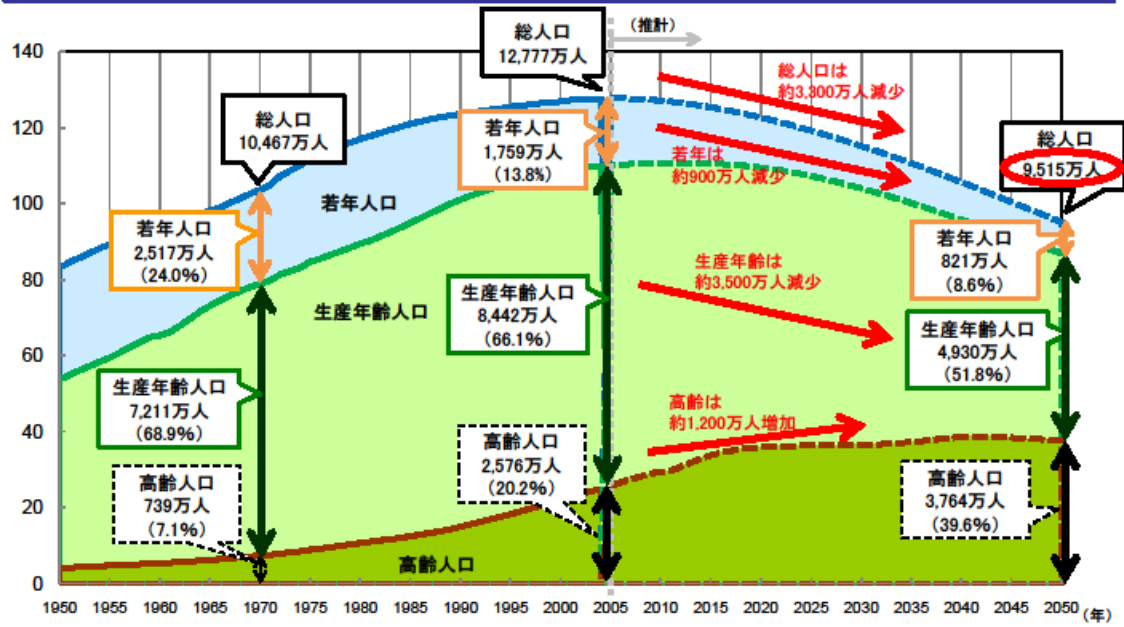
(出典)総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「平成12年及び17年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析(1974年)をもとに、国土交通省国土計画局作成

# 問題の背景(2):人口高齢化

資料出典:前図と同じ

【図 I -2】2050年には日本の総人口は3,300万人減少

○日本の総人口は、2050年には、9,515万人と約3,300万人減少(約25.5%減少)。  
 ○65歳以上人口は約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口(15-64歳)は約3,500万人、若年人口(0-14歳)は約900万人減少する。その結果、高齢化率でみればおよそ20%から40%へと高まる。



(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」における出生中位(死亡中位)推計をもとに、国土交通省国土計画局作成  
 (注1) 「生産年齢人口」は15~64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口  
 (注2) ( )内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合  
 (注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている  
 (注4) 1950~1969、1971年は沖縄を含まない

# 問題の背景(3): 人口減少と高齢化

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(中位推計)によれば
- 日本の総人口のピークは、  
2004年: 1億2,784万人(高齢人口割合**20%**)
- 2050年には  
総人口: 9515万人(3300万人**減少**)  
生産年齢人口: 4930万人(3500万人**減少**)  
高齢人口: 3764万人(1200万人**増加**)  
高齢人口割合: **40%**、75歳以上人口割合: **25%**

# 前提とすべき条件

- 現行社会保障制度の中長期的なサステイナビリティは極めて危うい。
- 問題の解決を「経済成長」のみに求めることは、無謀かつ無責任。
- 消費税の引上げは不可欠。だが、それだけで問題を解決することも不可能。
- ゆえに、今後の日本社会のあり方を考える上で、社会保障の抜本的スリム化が不可欠。

# 社会保障制度のスリム化

- 年金受給年齢の引上げ
- 医療費における自己負担割合の引上げ
- 生活保護給付水準の引き下げ 等々
  
- 以上のような困難な改革を国民が受け入れるために、**社会保障・税制度の効率性、透明性、公平性、不正防止の実効性確保**が必要条件
  - 番号制度は**社会保障・税一体改革の不可欠な要素**である。

# 番号制度の趣旨（『大綱』より）

- より正確な所得等の情報に基づいて、適切に所得再分配を実施し、国民が社会保障給付を適切に受ける権利を守る。（**社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高める。**）
- 制度・運営の効率性・透明性・利便性を高め、国民の信頼を確保。
- 現状の課題：情報の不透明、重複する手続き、行政上のミス、不正受給・脱税、万全とは言えないセーフティーネット等。

# 番号制度導入の意味(『大綱』より)

- 国民一人ひとりの情報が、
  - 生涯を通じて「タテ」につながるとともに、
  - 分野を超えて制度横断的に「ヨコ」につながる。
- 
- 上記のような必要性を充足するための基盤としての番号制度



# 所得再分配の考え方

- 個人(又は家計)ごとに、
- $X$ をもとの所得、 $Y$ を調整後所得、 $A$ を「純負担」とした場合、 $Y = X - A$
- $A =$  所得税負担 + 社会保険料負担  
− 社会保障給付(現物給付を含む)  
+ 消費税等間接税負担
- 上記で、 $X$ の分布を前提に、 $Y$ の適切な分布を実現すべく、 $A$ を定める。  
(注)法人税・社会保険料雇用者負担・諸規制等も $X$ に影響を与える。
- なお、 $A$ が大きなマイナス値となる場合も多い(医療保険利用度の高い年金生活の高齢者、生活保護受給者等)。

# 番号制度の意義：再考

- 各個人（各家計）にとって、重要なのは純負担Aの値であって、純負担Aを構成する個々の要素は重要な問題ではない。（→それらを「一体」として考えることが必要。）
- 番号制度は、税・社会保障制度に、**個人をベースにした制度横断的発想**を導入する。
- →制度間（及び省庁間・国地方間）の**縦割りの意義や必要性を消滅させる**。（いわゆる「総合合算制度」はそのごく一部に過ぎない。）
- なお、個人による自己情報コントロールの手段としても番号制度は重要。（「マイ・ポータル」）

# 税・社会保障・個人情報

- 納税は、憲法上の義務
- 社会保障給付を受給するのは、権利（権利を行使するかどうかの自由が存在）
- 義務を果たすための個人情報の提示要求は最小限にすべき（簡素な税の観点）
- 社会保障給付の受給においては、個人情報の提示を求めることは可。→社会保障を通じたきめ細かい所得再分配の可能性。

# 番号制度：更なる展開

- 民間利用による取引効率化の可能性  
（利用の任意性と個人情報保護の仕組みが前提）
- 法人番号を含めた税務における利用  
（例：消費税のインボイスへの番号記載？）
- 個人の匿名性を確保しつつ、番号で整理された情報を調査・研究に活用  
（例：医療統計データの収集による医学の向上）